

質問回答書（1回目）

令和8年1月19日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

番号		1 2 5 1 0 0	
工事名		那須塩原市新庁舎建設工事	
No.	ページ数・該当箇所	質問事項	
1	入札公告 PI (7) 工期	<p>再度工事工程表を見直した結果、工期が公告工期より短く引き渡せる場合は契約工期の見直しは可能でしょうか。</p>	<p>契約工期の終期は、契約上の「履行期限」を定めるものであるため、受注者の施工努力によって工程が早まったことによる契約上の工期を短縮する変更契約は行いません。</p> <p>ただし、本工事において契約工期より早く工事を完成させ、完成検査合格後、引渡しを行うことは可能です。その場合の手続は次の①～③のとおりとなります。なお、引渡し可能な時期等に関しては受発注者間で協議を要するものとします。</p> <p>①工事完成届の提出：工事を早期に完成させた際、「工事完成届」を提出する。</p> <p>②完成検査：発注者は届出を受けた日から14日以内に完成検査を行う（工事請負契約条項（案）第32条第2項）。</p> <p>③引渡し：検査合格後、受注者から工事目的物の引渡しを受けることにより、この時点をもって完了となる。</p>
2	工事請負契約条項 第26条第1項～3項 (賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更)	<p>請負代金の変更請求は契約締結日から12か月後ではデフレーターの数値以上に実勢価格が大幅に上がっている為、相当額の残工事分の目減りが想定されます。又、地元貢献に協力頂く企業にも相当額の負担を強いることを回避する為にも、起算日は入札日として契約締結日から6か月後を変更請求基準日とし、早期に変更協議をさせて頂くことが弊社希望条件となります。ご検討頂けますでしょうか。</p>	<p>工事請負契約条項（案）第26条に基づくスライド条項のうち、第1項から第4項まで（通称：全体スライド条項）においては、契約締結日から12か月経過後を基準としております。</p> <p>しかしながら、特別な要因（社会情勢の変化等）により、工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じた場合を対象とした工事請負契約条項（案）第25条第5項（通称：単品スライド条項）、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じた場合を対象とした工事請負契約条項（案）第25条第6項（通称：インフレスライド条項）については、特別な事があると認められる場合に限り、契約締結日からの期間にかかわらず（ただし、残存工期が2か月以上ある工事）協議の対象となり得るものと解しております。</p>
3	工事請負契約条項 第32条（検査及び引渡し）	<p>本条第3項において、「～検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。」と記載されていますが、破壊検査の結果、施工内容に問題がない場合は、検査・復旧等の費用は、発注者負担となる認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>施工内容に問題がない場合においても、検査又は復旧に直接要する費用は受注者の負担とします。</p> <p>破壊検査は、公共事業における施工管理の適正性を確保するための措置であり、受注者の有する工事記録等から設計図書への適合が確認できない場合に限り実施するものです。なお、破壊検査の範囲は工事請負契約条項（案）第32条第2項に基づき、最小限度とします。</p>
4	工事請負契約条項 第38条（部分払） 第40条	<p>内容が削除となっていますが、請負代金の支払は、年度毎に年度出来高から（中間）前払金を除いた金額の部分払ではなく、契約時の前払金：請負代金額の40%、出来高40%達成時、中間前払金として請負代金額の20%（以後、支払済金額に出来高が達成時に中間前払あり）、竣工引渡し時に残金との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>（第40条が追加削除となっていますが、何を意味しますか）</p>	<p>質問に出来高に関する記載がございますが、本工事では、入札公告「10入札保証金等（3）支払条件」とおり、部分払の設定がありませんので認識に一部誤りがございます。支払条件は次のとおりとなります。</p> <p>前金払は、請負代金額の10分の4以内、 中間前金払は、請負代金額の10分の2以内、 精算払として、残りの請負代金を工事請負契約条項（案）第32条第2項の検査に合格したときに請求することができます。</p> <p>なお、中間前金払は、次の要件を全て満たす場合に対象となります。</p> <p>①工期の2分の1を経過していること。 ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。 ③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。</p> <p>前金払及び中間前金払については、工事請負契約条項（案）第35条、残りの請負代金の支払については、工事請負契約条項（案）第33条を確認してください。</p> <p>また、工事請負契約条項（案）第40条の「債務負担行為又は継続費に係る契約の特則」の削除については、工事請負契約条項（案）第38条の「部分払」を設定しないことにより、各会計年度ごとの支払限度額及び出来高予定額を設定する必要がないことから削除したものです。</p>

5	GEN-23	鉄骨製作工場の指定について、「Hグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力がある工場」との記載がございますが、本件は主要部材の板厚は40mm以下であり、溶接箇所にも該当要因は見当たらない為又、地元業者にHグレードの工場は在籍しておらず、地域貢献の観点からも地元企業への発注調達を幅広く検討すべきと考えます。先の理由より溶接技量試験を行うことでMグレードの採用も可能として頂けますでしょうか。	本工事では二次元及び三次元的に斜めに取付箇所が多数存在し、施工性や意匠性から相当の製作精度と溶接精度を要求します。そのため、受注者の負担で取合いの複雑な箇所等の試作品による製作精度、溶接精度に関して技量試験を実施し、工事監理者の承認を得て品質を確保できることが確認できる場合に限り、可とします。
6	A-03-03,C-201	サンドセパレーターの基礎数量について、意匠図平面図1階の機械基礎一覧で③の基礎が該当すると思われますが、表中の個数が1とされています。 井水ろ過設備図ではサンドセパレーターは2台設置の為、③基礎の数量は2と考えて宜しいでしょうか。	A-03-03「平面図1階（庁舎）」に記載の③ではなく、A-28-7「外構図(7)施設平面図-1」に記載の「井戸ポンプ制御盤サンドセパレータ基礎」となり、基礎の数量は2か所となります。なお、基礎の詳細は、A-28-36「外構図(36)詳細図-17」のDg-01を参照してください。
7	C-101,103,109	WHP-1ヒートポンプ給湯器の設置場所について、機器表では屋外とされていますが、系統図・平面図では4階室外機置場に設置されています。 系統図・平面図を正と考えて宜しいでしょうか。	系統図・平面図を正としてください。
8	D-101～103	FCU、AHU、OHUの合計能力に対して熱源機器（RHP、AHP）の合計能力が不足していると思われます。 冷却能力合計：1422.91kw（FCU+AHU+OHU）、1108.2kw（RHP+AHP） 加熱能力合計：1567.83kw（FCU+AHU+OHU）、1110.6kw（RHP+AHP） FCU、AHU、OHUの能力、台数、管口径等をご確認いただき、変更される場合には修正図にてご指示ください。 また、FCUの参考型番をご指示ください。	熱源（RHP+AHP）は熱負荷計算値で選定し、FCU、AHU、OHUは定格能力を機器表に記載しているため、それぞれの合計能力が異なっておりますが、熱源機器の能力は不足しておりません。そのため、図面の修正はありません。 なお、FCUの参考型番は、D-103「空調換気設備機器表(3)」のファンコイルユニット・ファンコンベクター図表の備考欄を参照してください。
9	07_前回公告からの変更点について(P2、下から4行目)	【現場説明書に記載の、6木材（市産材）使用に床材：圧密加工済の床材を支給範囲をA-06-07図に反映しました。】とありますが、今回(25/12/26)再公告された現場説明書には「6木材（市産材）使用～」の記載はありません。材料支給の形態、支給条件、引き渡し条件等をご指示下さい。	材料支給の形態 ①フローリング材の仕様 (ア)寸法：T12mm×W90mm×L900mm (イ)仕様：スギ立体圧密材 (ウ)仕上：UVウレタンクリア塗装（6面） (エ)本実加工、面取り加工、裏面スリット加工（3か所） (オ)含水率12% (カ)枚数：1,260枚 ②木突板不燃シートの仕様 (ア)寸法：910mm×2,730mm (イ)公称厚：0.23mm～0.3mm (ウ)仕上：着色塗装及びクリア塗装 (エ)構成：特殊裏紙多層紙+天然木突板+表面塗膜層 (オ)F☆☆☆☆規格適合 (カ)枚数：スギシート 921枚 ヒノキシート 199枚 支給条件、引渡し条件等 ・支給する材料は、新庁舎建設工事に係る市有林製材等業務受注者が現場まで運搬、荷下ろしすることとし、時期については、当該受注者と工事の受注者が調整を行い、決定することとします。
10	A-01-02(仕上表)、06-07(平詳)	上記と重複しますが、フローリングについて、仕上表に材支給とありますが、仕様・詳細が不明です。支給内容と詳細をご指示下さい。	支給内容はNo.1を参照ください。 フローリング床仕上の仕様・詳細は、RC（FL-50）の上、無垢フローリングt12 耐水合板t12 押出法ポリスチレンフォーム断熱材t25となります。下地（耐水合板とポリスチレンフォーム）及び材料支給されたフローリングの施工が本工事の対象となります。
11	07_前回公告からの変更点について(P4、上から11行目) A-01-04、07-11、S-106、117	A-07-11【矩計図内のCHを3900に修正しました。】と記載があり、該当箇所は執務室201(Y2-Y4間) CH4,150⇒3,900と見受けられますが、以下の相違があります。 ・矩計図：上階書庫301 乾式床H300追加、下階CH3900 ・断面図、仕上表：乾式床の記載無し、構造図：SL-50 CH4,150⇒3,900の修正は不要と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	A-07-11「矩計図(11)切断位置D」の記載内容に誤りがありましたのでA-07-11「矩計図(11)切断位置D」を差し替えます。 正しくは、書庫301のFLはSL+50となります、下階の執務室201は、CH=4,150となります。 なお、詳細は、S-106「【庁舎】3階床梁伏図」を参照してください。